

事 務 連 絡
令和7年2月21日

各都道府県 中小企業金融担当官 殿

中小企業庁事業環境部金融課
国土交通省物流・自動車局貨物流通事業課

セーフティネット保証5号における不況業種の追加指定について
(第二報)

平素より中小企業施策にご理解・ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

令和7年2月4日付け事務連絡「セーフティネット保証5号における不況業種の追加指定について（第一報）」において指定業種に漏れがあった事案について、以下のとおり追加指定することとなりましたので、ご連絡いたします。

つきましては、御了知の上、認定業務を行う市区町村長に対して周知いただきますようお願い申し上げます。

なお、一般社団法人全国銀行協会をはじめとする金融5団体及び株式会社商工組合中央金庫へも本件周知しておりますことを申し添えます。

記

告 示 日：2月28日

告 示 番 号：第18号

追加指定業種：一般貨物自動車運送業（特別積合せ貨物運送業を除く。）

以上